



(様式第1号)

受付番号	江議第 26 号
受付日	平成 28 年 4 月 11 日
送付日	平成 28 年 4 月 15 日
答弁期日	平成 28 年 4 月 25 日
答弁受理日	平成 28 年 4 月 25 日

江田島市議会議長 山根 啓志 様

会 派 名 政研クラブ

質問者氏名 上本 一男 

文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の要旨】

* 内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

(1) 質問項目

- ・支所等の現状について

(2) 質問の要旨

・定例会一般質問に際し、支所等の現状を把握する必要があるため、担当課、職員数、出身地、配置決定、再任用の身分等、平成26～28年度の新規採用職員等の人数について質問する。

(3) 答弁期日を指定する理由（議長指定以外の場合に必ず記入すること。）

- ・定例会一般質問の参考資料とするため。



1. 支所等の現状について

町別	箇所名	担当課	正職員 (人)	嘱託員 (人)	出身地	臨時職員 (人)	出身地	再任用 (人)	出身地	合計人数
江田島町	江田島支所									0
	秋月出張所									0
	小用出張所									0
	切串出張所									0
	大須出張所									0
能美町	津久茂出張所									0
	鹿川出張所									0
	高田出張所									0
沖美町	沖美支所									0
	三高支所									0
	美能出張所(沖美ふれあいセンター)									0
	大柿支所									0
大柿町	深江連絡所									0
	柿浦連絡所									0
	市民サービスセンター									0
縦計										0

2. 支所等への配置は、誰が決定するのか。

3. 再任用された方の身分及び給料は、どのようになっているのか。

・正職員時代の号俸で再任用されても手当が違うのか。時間給なのか。

・退職金がある場合は、年数で金額はいくらか。もし、嘱託員・臨時職員ならどうか。

4. 平成26・27・28年度の新規採用職員等の人数について

	新規採用職員 (人)	再任用 (人)	再任用されて退職した方 (人)
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
縦計	0	0	0

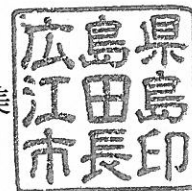


江 総 第 2 8 号

平成 2 8 年 4 月 2 5 日

江田島市議会議長 山 根 啓 志 様

江田島市長 田 中 達 美
(総務部 総務課)



文書質問について (回答)

平成 2 8 年 4 月 1 5 日付け江議第 2 6 号で依頼のこのことについては、別紙のとおりです。

担当 総務部総務課

電話 0823-40-2211

FAX 0823-40-2072

E-mail soumu@city.etajima.lg.jp

(担当者) 矢 野



1. 支所等の現状について

町別	箇所名	担当課	正職員 (人)	嘱託員 (人)	住所	臨時職員 (人)	出身地	再任用 (人)	住所	合計人数
江田島町	江田島支所	江田島支所	5	1	大柿			(併)1	江田島	6 (併)1
	秋月出張所(秋月公民館)	江田島支所		(併)1	大柿					(併)1
	小用出張所(江田島コミセン)	江田島支所		(併)1	江田島					(併)1
	切串公民館(切串出張所)	江田島支所		(併)2	江田島2					(併)2
	大須出張所(大須公民館)	江田島支所		(併)1	江田島					(併)1
	津久茂児童館(津久茂出張所)	江田島支所		(併)1	江田島					(併)1
能美町	鹿川出張所(鹿川公民館)	市民生活課		(併)2	江田島, 能美					(併)2
	高田出張所(高田公民館)	市民生活課		(併)1	能美					(併)1
	沖美支所	沖美支所	3					(併)1	沖美	3 (併)1
沖美町	三高支所	三高支所	3							3
	沖美公民館(美能出張所)	沖美支所		(併)2	江田島, 能美					(併)2
大柿町	大柿支所	大柿支所	4	1	大柿					5
	深江連絡所	大柿支所		2(交替制)	大柿, 能美					2(交替制)
	柿浦連絡所(大柿厚生文化センター)	大柿支所		1(併)	大柿, 音戸					1(併)2
	市民サービスセンター	市民生活課		2	江田島, 音戸			2	江田島2	4
縦計			15	4		0		2 (併)2		24 (併)15

2. 支所等への配置は、誰が決定するのか。

正職員は市長。臨時職員・嘱託員は副市長

3. 再任用された方の身分及び給料は、どのようになっているのか。

身分は、地方公務員。給料(月額)は、江田島市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の再任用職員の区分の額。危機管理監は、部長(7級)でフルタイム勤務で355,600円。それ以外の職員は、主任(3級)の短時間勤務(週29時間)で254,000円の29H/38.45Hの190,090円

・正職員時代の号俸で再任用されても手当が違うのか。時間給なのか。

危機管理監以外は、同一の給料(月額)を支給

・退職金がある場合は、年数で金額はいくらか。もし、嘱託員・臨時職員ならどうか。

再任用並びに臨時職員及び嘱託員は、退職金の支給はない。

4. 平成26・27・28年度の新規採用職員等の人数について(消防本部を除く。)

	新規採用職員(人) ()は一般職	再任用(人) ()は新規	再任用されて退職した方 (人)
平成26年度	8 (7)	19 (13)	4
平成27年度	12 (8)	20 (5)	8
平成28年度	11 (9)	16 (4)	-
縦計	31 (24)	55 (22)	12